

昭島市学校運営協議会の設置について

昭島市学校運営協議会の設置については、昭島市学校運営協議会規則第3条第2項において、教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとしている。

令和6年度に昭島市学校運営協議会を設置する昭島市立小学校及び中学校は、次に掲げるとおりとする。

設置日は、令和6年6月1日とする。

- (1) 昭島市立共成小学校
- (2) 昭島市立中神小学校
- (3) 昭島市立光華小学校
- (4) 昭島市立成隣小学校
- (5) 昭島市立田中小学校
- (6) 昭島市立拝島第三小学校
- (7) 昭島市立清泉中学校
- (8) 昭島市立多摩辺中学校

※ 昭島市立武蔵野小学校、昭島市立つつじが丘小学校及び昭島市立瑞雲中学校の3校については、令和5年6月1日に設置済